

第二次

やまなし防災アクションプラン

～災害から県民の命を守るために、
みんなの暮らしが守れるように～

平成24年3月
山 梨 県

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超えた地震と津波により、関東から東北にかけての太平洋岸を中心に甚大な被害をもたらしました。

また、この地震と津波により、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害による放射能による影響は、被災自治体、近隣自治体はもとより、電力の供給不足や食肉の放射能汚染など様々な面で全国に波及しています。

幸い本県においては、東北地方太平洋沖地震による大きな被害は免れたものの、同様なプレート型地震である東海地震の発生確率は、今後30年間に88パーセントとその切迫性が指摘されるとともに、東海地震を上回る被害が想定される釜無川断層地震や曾根丘陵断層地震などの活断層地震への備えも喫緊の課題となっています。

また、活火山である富士山はひとたび噴火した場合、広範な地域での災害発生が懸念されることから、これら大規模災害から県民の生命・財産を守るため、防災体制の一層の充実・強化を図っていく必要があります。

県では、平成15年3月に、県庁としての防災施策を体系的にまとめた「やまなし防災アクションプラン」を策定し、このプランに沿ってこれまで各種防災対策を推進してきましたが、この度、東日本大震災などの大規模災害を教訓として、「やまなし防災アクションプラン」を全面的に改定することとしました。

現在、国や関係機関等において東日本大震災の検証や、各種計画の見直しが行われているところではありますが、明日、発生するかもしれない大規模災害から県民の尊い命、暮らしや財産を守るために、この「やまなし防災アクションプラン」に基づき、全庁的に速やかな対策を実施していきます。

目 次

1 やまなし防災アクションプランの改定の背景	-----	1
2 やまなし防災アクションプランの基本的事項	-----	1
(1) 基本理念	-----	1
(2) プランの性格と役割	-----	1
(3) 主な改正点	-----	2
(4) 計画期間	-----	3
(5) 推進体制	-----	3
(6) 進行管理	-----	3
3 やまなし防災アクションプランの体系	-----	4
(1) 基本政策	-----	4
(2) 政策の柱	-----	5
(3) 教訓に基づく施策項目	-----	5
(4) 施策体系図	-----	9
4 アクション(防災施策)一覧	-----	(別冊)

1 やまなし防災アクションプランの改定の背景

平成14年4月に県庁全体の防災対策の検討・推進組織となる山梨県防災対策推進会議を設置し、平成15年3月に、「やまなし防災アクションプラン」を策定しました。

「やまなし防災アクションプラン」は、山梨県地域防災計画に記載されている災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の全般について、「県民の命を守るアクション」「県民の生活を守るアクション」「復旧・復興を進めるアクション」の3つの柱に整理した上で、314のアクション(防災施策)を22の政策に体系化した、実効性ある行動計画であり、このプランに沿ってこれまで各種防災対策を推進してきました。

この結果、ハード面では高等学校や支援学校をはじめとした公共施設・建築物等の耐震化、緊急輸送道路等の耐震化、耐震性貯水槽や防災公園の整備などに一定の成果があったといえます。また、ソフト面では、地域防災リーダーの養成、被害情報収集等のための防災情報システムの構築、富士山ハザードマップや災害時避難対策指針の策定、各種防災協定の締結などに着実な成果を上げています。

しかし、平成23年3月11日、東日本大震災が想定を超える規模で起き、未曾有の被害が発生しました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響は農畜産物、飲料水や電力供給など様々な面で全国に波及しています。

本県においては、切迫性が指摘される東海地震、釜無川断層地震などの活断層地震や富士山噴火などによる広範な地域での災害発生が懸念されています。

このような大規模災害から県民の命や暮らしを守るため、この度「やまなし防災アクションプラン」を全面的に改定し、防災体制の一層の充実・強化を図ることとしました。

2 やまなし防災アクションプランの基本的事項

(1) 基本理念

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、これまでの大規模災害を教訓とし、東海地震、富士山噴火などの大規模災害に迅速かつ的確に対応し、災害による被害を最小限にとどめられるよう防災体制の一層の充実・強化を図るとともに、災害に強い県土づくりを推進していきます。

(2) プランの性格と役割

「やまなし防災アクションプラン」は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定により、本県の防災に関する基本的事項を総合的に定めた県地域防災計画に基づき、県が実施する防災施策を体系的にとりまとめた実践行動計画であり、県の総合計画としてのチャレンジ山梨行動計画や、地震防災緊急事業五箇年計画な

ど、県が取り組む様々な施策との整合性を図っています。

県は、大規模災害から県民の生命、財産や暮らしを守るため、組織を挙げて、「やまなし防災アクションプラン」に掲げる各種防災施策に取り組むとともに、市町村、防災関係機関はもとより、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体などと相互に連携し、協働して防災対策を推進していきます。

(3) 主な改正点

「第二次やまなし防災アクションプラン」では、東日本大震災や過去の大規模な災害の教訓を踏まえ、防災への取り組みを一層加速させるため、全面的な見直しを行っています。

- ① これまでの「やまなし防災アクションプラン」で示した314のアクション項目の実施状況に検討を加え、取り組みを完了した項目の廃止(136項目)や、取り組み内容の見直し(ステップアップ)(178項目)を行うとともに、新たな取り組みを追加(72項目)するなどアクション項目の新陳代謝を図っています。

「第二次やまなし防災アクションプラン」では250のアクション項目に取り組んでいきます。

また、取り組みを完了したアクション項目の中には、組織体制の確立や行動マニュアルの作成といった防災対策の基本事項に係るものが多くありますが、これらについては、定着化が図られてきたことから、今後は各部局において引き続き取り組んでいきます。

- ② これまでの「やまなし防災アクションプラン」では、各アクション(防災施策)は、項目名のみでしたが、具体的な取り組み内容をわかりやすく記載しています。
- ③ 年度別の取り組みが理解し易いよう、平成24年度から平成28年度までの工程表(年度別事業計画)を示しています。
- ④ これまでの「やまなし防災アクションプラン」では、目標は定性的なものでしたが、可能な限り目標の数値化を図るとともに、計画期間中途や計画期間終了時の進行管理や達成状況の評価が行えるよう努めています。
- ⑤ 達成区分を示し、事業内容や緊急性などを勘案し、短期・中期・長期に区分しています。

短期 概ね1～2年程度で達成することを目標とした取り組み

中期 概ね3～4年程度で達成することを目標とした取り組み

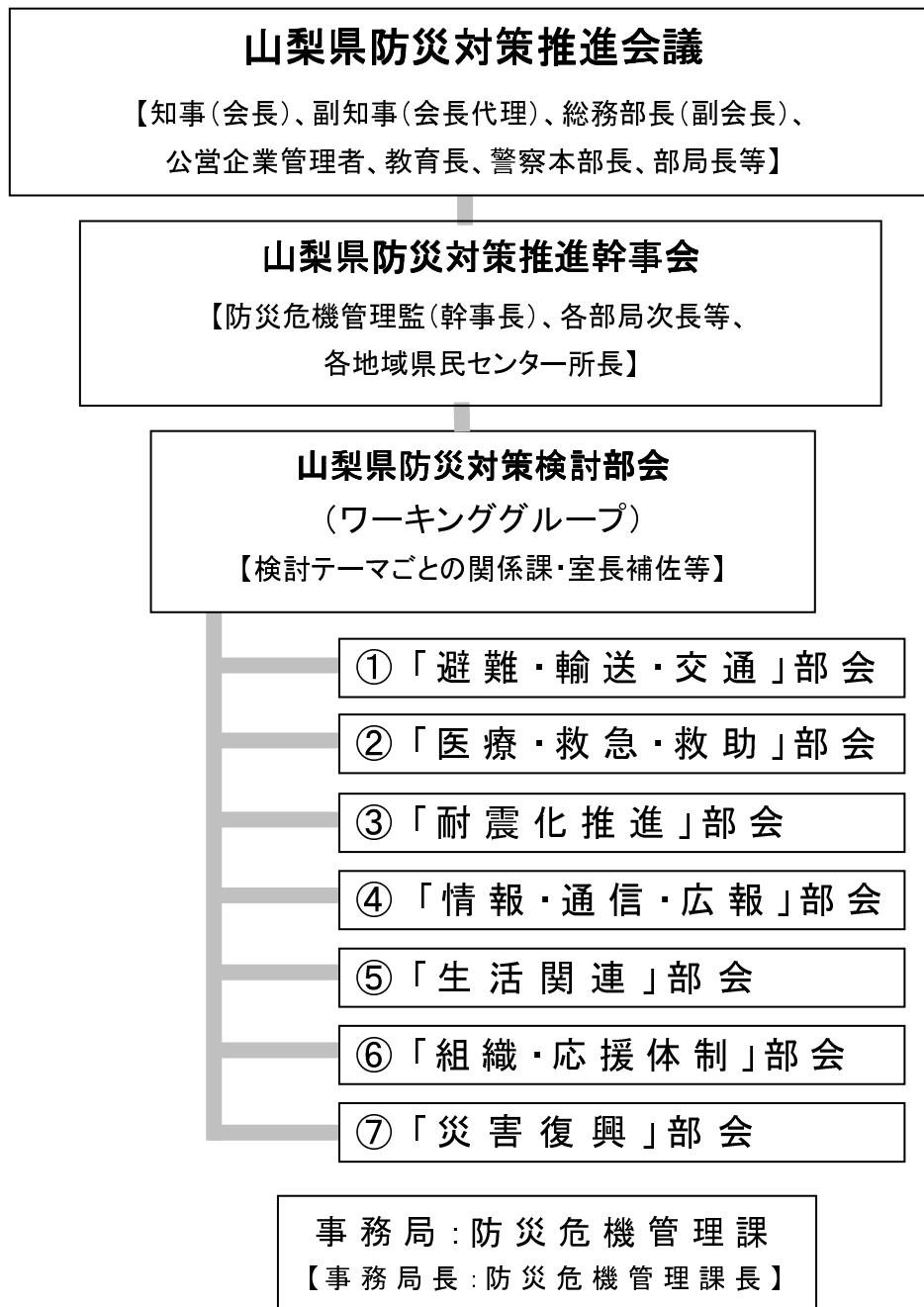
長期 達成には概ね5年以上の期間を要する取り組み

(4) 計画期間

計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

(5) 推進体制

「第二次やまなし防災アクションプラン」は、知事を会長とする山梨県防災対策推進会議のもとに、各アクションを全庁的に推進していきます。



(6) 進行管理

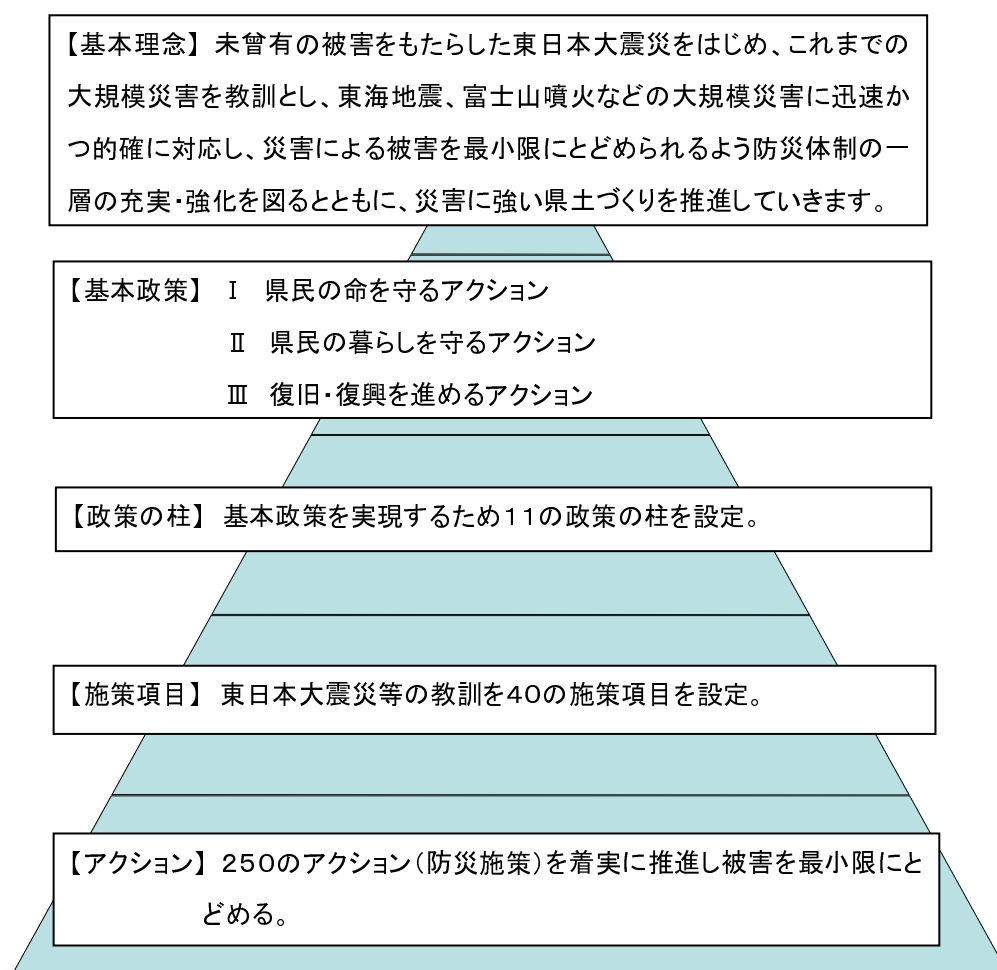
計画期間としている平成24年度から平成28年度の毎年度評価を実施し、その結

果を県防災対策推進会議で報告していきます。

なお、国の被害想定や防災施策などに大幅な変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うとともに、進捗の状況によっては取り組みの強化を図っていきます。

3 やまなし防災アクションプランの体系

基本理念に沿って、3つの基本政策を設定しました。この基本政策に即して政策の柱を11に整理し、さらに東日本大震災等の教訓を踏まえ40の施策項目を設定し、250のアクション(防災施策)に取り組んでいきます。



(1) 基本政策

県地域防災計画では、各種災害対策を予防対策、応急対策、復旧・復興対策と段階的に捉え、各種の対応等を体系的に整理していることから、各アクション(防災施策)に取り組む大きな方向を「県民の命を守る」(予防対策)、「県民の暮らしを守る」(応急対策)、「復旧・復興を進める」(復旧・復興対策)という3つの基本政策として整

理しました。

「県民の命を守る」

(備えとしての予防対策を着実に実施します。)

「県民の暮らしを守る」

(発災時に的確な応急対策を実施するため今から体制を整えておきます。)

「復旧・復興を進める」

(復旧・復興をスムーズに進めるため今からできるものを準備しておきます。)

(2) 政策の柱

「県民の命を守る」(予防対策)、「県民の暮らしを守る」(応急対策)、「復旧・復興を進める」(復旧・復興対策)の基本政策を具体的に推進するため、3つの基本政策を細分化し、11の政策の柱を設定しています。

(3) 教訓に基づく施策項目

東日本大震災等の教訓を踏まえ40の施策項目を設定し、重点的な取り組みを推進します。40の施策項目を達成するため、250のアクション(防災施策)にしっかりと取り組んでいきます。

基本政策・政策の柱・施策項目		教 訓
I 県 民 の 命 を 守 る	1 建物の耐震化及び施設整備	
	1 住宅・建築物の耐震化	現行の耐震基準に適合しない建築物で、揺れによる被害が見られた。
	2 公共建築物等の耐震化	行政庁舎、警察署、病院、学校などの防災拠点施設が、津波や揺れにより損傷して使用不能となり、震災への応急対応能力が低下・喪失した。 医療機関の被災により、医療機能が大きく低下した。 学校施設が避難場所等として大きな役割を果たした。
	3 公共建造物の耐震化及び施設整備	道路等の交通インフラが広い範囲で被災した。 強い揺れで農業用ダムえん堤決壊の事例があった。
	4 避難路等の確保	避難路が確保されていなかったため、津波から避難できず被害を受けた者が多数いた。
	5 緊急輸送路等の確保	交通インフラが広い範囲で被災し、救急・救助活動、消火活動、緊急輸送活動に支障が生じた。
	6 液状化現象への対策の推進	広範囲で液状化現象が発生した。

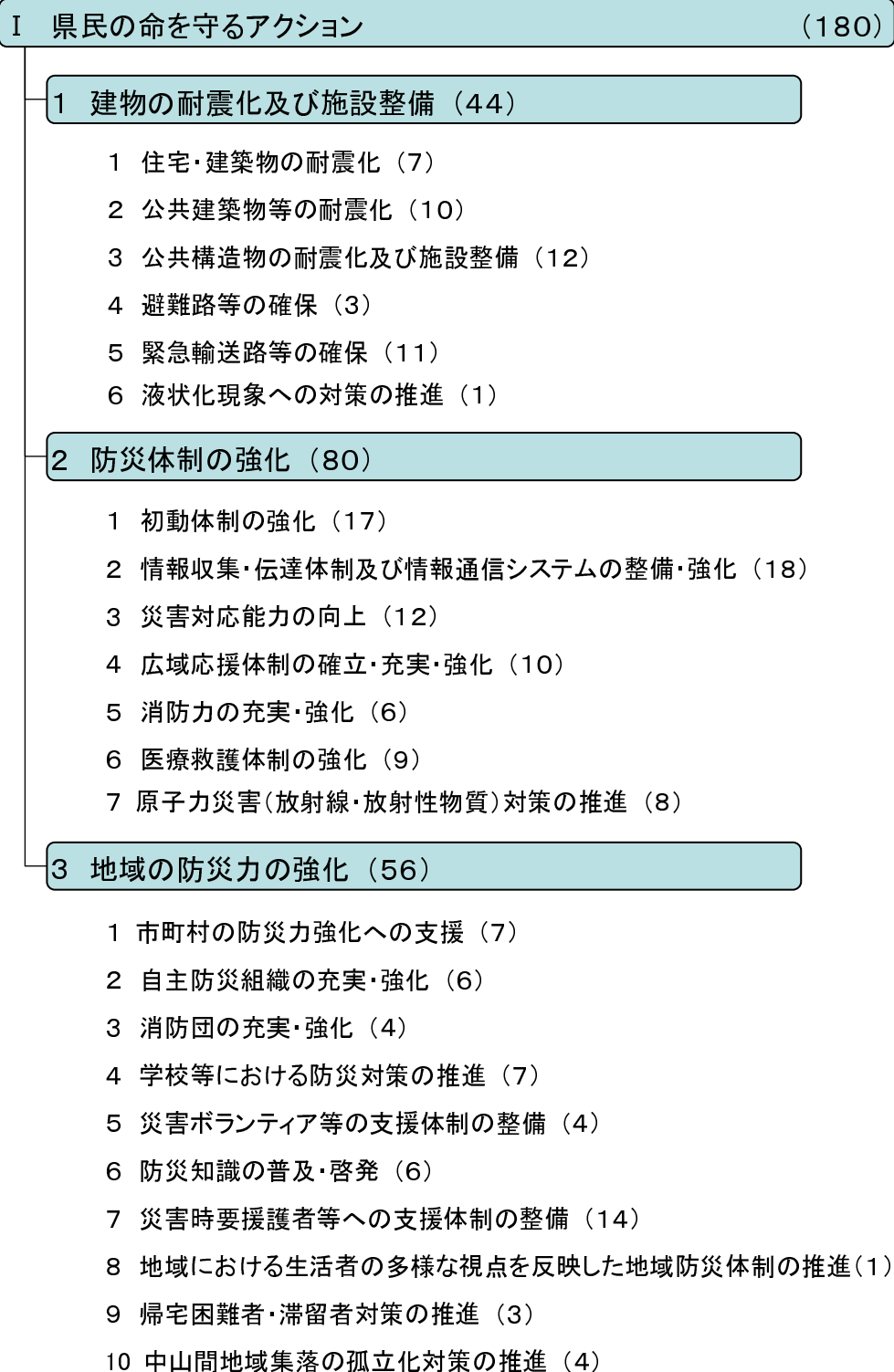
2 防災体制の強化	
1 初動体制の強化	初動対応段階で多くの混乱がみられた。
2 情報収集・伝達体制及び情報通信システムの整備・強化	固定電話、携帯電話、インターネット等の情報通信インフラが途絶し、被災地からのニーズの把握や安否・避難情報の把握が困難となった。
3 災害対応能力の向上	日常的に訓練をしていた地域や深い結びつきを持つコミュニティの避難がうまくいった。
4 広域応援体制の確立・充実・強化	災害規模が大規模であったため、地域ブロック(北海道・東北8県)での応援協定が十分機能しなかった。被災地への物資の提供や人員派遣に当たって、国と全国知事会の役割分担が明確でなかった。
5 消防力の充実・強化	多数の広範な火災が発生し、多くの人が犠牲になった。
6 医療救護体制の強化	医療機関や医師・看護師等の被災、交通インフラ被害、医薬品不足、燃料不足等により、医療機能が低下した。DMATは迅速に出動したが、指揮系統の混乱や情報通信網の途絶により、現場の活動が滞った。 多くの病院や診療所が被災したため、かかりつけの医療機関で人工透析を受けることのできない慢性腎不全患者が多数出た。 被災地では妊婦に対する受診可能な施設の周知が課題となった。
7 原子力災害(放射線・放射性物質)対策の推進	原子力発電所に事故が発生し、大規模な原子力災害となった。
3 地域の防災力の強化	
1 市町村の防災力強化への支援	地震や津波により自治体の庁舎が被災したことにより、災害対策本部機能や行政機能がマヒした。自治体職員にも犠牲者が多数発生した。また、行政情報(住民基本台帳、戸籍)が消失した。
2 自主防災組織の充実・強化	地域のコミュニティが災害時の避難行動、復旧活動等において大きな役割を果たした。
3 消防団の充実・強化	住民の避難誘導・救出・安否確認に消防団員が大いに貢献したが、その数は減少の一途をたどっている。
4 学校等における防災対策の推進	岩手県釜石市では、防災教育で対応力を身につけた市内の小中学生のほぼ全員が津波の難を逃れた。

	5 災害ボランティア等の支援体制の整備	ボランティア活動のネットワーク(連携)が明確でなかった。
	6 防災知識の普及・啓発	災害時の避難行動の違いにより、人命等の犠牲に大きな差が発生した。また、避難の遅れにより多数の犠牲者が発生した。
	7 災害時要援護者等への支援体制の整備	避難が困難な高齢者などの災害時要援護者に多数の犠牲者が発生した。
	8 地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災体制の推進	被災時や復興段階において、DVをはじめ女性に対する問題が発生した。
	9 帰宅困難者・滞留者対策の推進	交通機関の一斉停止により、関東地方を中心に多数の帰宅困難者が発生した。
	10 中山間地域集落の孤立化対策の推進	津波等により沿岸地域を中心に多数の孤立集落が発生した。
	II	4 災害広報・相談体制の充実
県民の暮らしを守る	1 災害時等の広報・相談体制の充実	被災地のニーズ把握やニーズに応じた迅速な情報提供が行われなかった。
	5 避難生活支援体制の充実	
	1 避難所運営体制の整備	多数の避難者、中長期の避難所生活等により、プライバシーの確保、衛生対策、食物アレルギー対策など様々な問題が発生した。
	2 被災者の健康支援体制の整備	避難生活の長期化に伴い、避難者のストレスや健康状態が悪化した。
	3 災害ボランティア等の受入体制の整備	コーディネーター不足により、被災者のニーズにあった災害ボランティアのコーディネートが十分できなかった。
	4 被災建築物の応急危険度判定等の実施体制の整備	多くの建築物の倒壊により、迅速・的確な応急危険度判定ができなかった。
	6 緊急物資・ライフライン等の確保	
	1 県民・市町村等の緊急物資備蓄の促進	大量の避難者の発生により、生活を支える物資の円滑な供給が行われなかった。
	2 緊急物資等確保体制の充実・強化	交通インフラの被災、燃料不足等により物流網が寸断した。食料や生活必需品の供給が滞った。

	3 応急給水体制の拡充整備	19県の水道事業等で断水が発生した。
	4 ライフライン等の復旧体制の整備	ライフライン施設に大規模な被害が発生し、住民生活に大きな影響が生じた。
Ⅲ 復 旧 ・ 復 興 を 進 め る	7 生活再建への支援	
	1 被災者生活再建支援制度の運用	手続きが煩雑であるため、非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担となった。
	2 応急仮設住宅の確保	必要数に対して仮設住宅の建設が遅れた。
	3 義援金、復興事業、融資等による支援	多くの被災者が生活の基盤となる職を失った。また、東北の被災地では、津波で店舗や仕事場が流された。
	8 遺体の処理体制の整備	
	1 遺体の処理体制の整備	東日本大震災では処理対象の遺体が広域かつ多数になった。
	9 がれき・残骸物の処理体制の整備	
	1 災害廃棄物対策及びアスベスト等の環境対策の推進	膨大な量の廃棄物が発生した。
	2 環境衛生対策の推進	仮設トイレのし尿処理や生活ごみの処理が追いつかなかった。
	10 事業所の再建への支援	
	1 企業の事業継続等の支援	サプライチェーンへの影響などにより多くの企業で、生産停止や減産の動きが拡大した。
11 復旧・復興の支援		
1 復旧・復興対策の推進	住民の集団高台移転場所の確保や堤防の設置、補修など様々な問題が発生した。	

(4) 施策体系図

合計 250項目



II 県民の暮らしを守るアクション

(51)

4 災害広報・相談体制の充実 (13)

- 1 災害時等の広報・相談体制の充実 (13)

5 避難生活支援体制の充実 (16)

- 1 避難所運営体制の整備 (6)
- 2 被災者の健康支援体制の整備 (5)
- 3 災害ボランティア等の受入体制の整備 (3)
- 4 被災建築物の応急危険度判定等の実施体制の整備 (2)

6 緊急物資・ライフライン等の確保 (22)

- 1 県民・市町村等の緊急物資備蓄の促進 (6)
- 2 緊急物資等確保体制の充実・強化 (10)
- 3 応急給水体制の拡充整備 (2)
- 4 ライフライン等の復旧体制の整備 (4)

III 復旧・復興を進めるアクション

(19)

7 生活再建への支援 (8)

- 1 被災者生活再建支援制度の運用 (1)
- 2 応急仮設住宅の確保 (4)
- 3 義援金、復興事業、融資等による支援 (3)

8 遺体の処理体制の整備 (2)

- 1 遺体の処理体制の整備 (2)

9 がれき・残骸物の処理体制の整備 (4)

- 1 災害廃棄物対策及びアスベスト等の環境対策の推進 (2)
- 2 環境衛生対策の推進 (2)

10 事業所の再建への支援 (2)

- 1 企業の事業継続等の支援(2)

11 復旧・復興の支援 (3)

- 1 復旧・復興対策の推進 (3)

